



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1212	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 1
1213	〃	(〃)..... 2
1214	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(〃)..... 3
1215	公共測量の終了	(技術調査課)..... 4

告 示

和歌山県告示第1212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年10月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス貴志川店
和歌山県紀の川市貴志川町神戸字貫井30番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月3日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,702㎡
- 駐車場の収容台数
70台
- 駐輪場の収容台数
23台
- 荷さばき施設の面積
48㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.2m³
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時50分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成27年10月2日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年10月20日から平成28年2月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス中黒店
和歌山県岩出市金池字春日45番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,722m²

- 6 駐車場の収容台数
70台
- 7 駐輪場の収容台数
23台
- 8 荷さばき施設の面積
50㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
8.9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成27年10月2日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年10月20日から平成28年2月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーズデンキ橋本店
和歌山県橋本市市脇三丁目286番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第676号
- 3 意見の概要
 - (1) 環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、騒音・振動等による公害発生に留意し、周辺的生活環境に影響を与えないよう努めてください。
 - (2) 交通安全に努め一般通行車の妨げにならないよう誘導員を配置するなどの対応に努めてください。また、交通量増加に伴う道路敷周辺の環境美化に努めてください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成27年10月20日から同年11月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1215号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき串本町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年10月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値撮影、写真地図撮影及び数値地形図作成)
- 2 作業期間 平成27年2月23日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 串本駅周辺